

## 北朝鮮の核廃棄を求める意見書

去る2月12日、北朝鮮は平成21年5月25日以来の3度目となる地下核実験を強行した。これは、我が国の安全に対する重大な脅威であり、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を著しく害するものとして、容認できない行為である。

昨年12月12日の事実上の弾道ミサイル発射を受けて、本年1月22日、国連安全保障理事会において、北朝鮮に対し、決議1718号及び1874号の遵守やすべての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議2087号を採択したばかりにもかかわらず、今般の核実験は、国際社会の制止を振り切って強行した暴挙であり、世界の平和と安定を脅かす重大な挑戦である。

また、一連の国連決議や六者会合共同声明に違反するのは明らかであり、日本との関係においても日朝平壤宣言に照らし、これまでの合意を踏みにじるものである。

この様な行為を行った北朝鮮に対し、国際社会が結束したさらなる実効性のある国際的圧力を強めることが必要であるとともに、日本は、今後とも粘り強い外交努力を尽くし、核・ミサイル・拉致問題等の早急な解決を図るべく、断固とした姿勢で日本独自の圧力をさらに強めなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、世界の平和と安定を脅かす北朝鮮の核廃棄がなされるよう、次のことを強く要望する。

### 記

北朝鮮の核廃棄がなされるよう、国際社会と結束した外交努力を展開し、国連安全保障理事会等における新たな決議を求めるとともに、政府の総力を挙げてあらゆる外交的努力を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月1日

富山県入善町議会